

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道茅部郡森町

2 構造改革特別区域の名称

森町ボランティア輸送特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道茅部郡森町の全域

4 構造改革特別区域の特性

森町は、北海道の渡島半島南東部に位置する人口19,554人（平成17年4月1日現在）の町である。平成17年4月に旧森町と旧砂原町が合併して新「森町」として発足したばかりであり、漁業と農業が基幹産業となっている。また、四季が明瞭で豊かな自然に抱かれており、「いかめし」で全国にその名を知られている。

65歳以上人口は4,894人で高齢化率は25.0%（平成17年4月30日現在）と非常に高く、北海道平均の20.5%を大きく上回っている。また、独居高齢者が1,104名、高齢夫婦世帯が690世帯となっており、高齢者人口の50.8%にあたる2,484名が高齢者のみの世帯となっている。町は東西約30Km、南北約25Km、面積は368.27Km²を擁し、広大な土地に広く居住している。そのため公共交通機関の乗降場所までの距離も遠い世帯が多いため移動制約者にとって自宅から医療機関等に行くのは困難な状況にある。また身体障害者1,033名、知的障害者74名、精神障害者177名の移動制約者が生活している。高齢者人口、障害者人口ともに増加を続けており、移動に制約を受ける方は増加傾向にありその対策が必要となっている。

(1) 移動制約者の状況

① 介護保険サービス利用者

858人の高齢者（高齢者人口比17.5%）が要介護（支援）認定を受け

ており、在宅においては410人（高齢者人口比8.4%）が居宅介護サービスを利用している。高齢者の在宅生活を支える上で重要な役割を果たす通院等の外出支援において、要介護3以上の方については福祉車両での輸送が基本となるが、サービス利用者の80.6%を占める要支援、要介護1及び要介護2の方については全員が福祉車両を必要とする状況ではないため、セダン型による車両で対応可能である。

要介護（要支援を含む）認定者数（平成17年4月30日現在）単位：人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	134	286	116	112	78	132	858
65～74歳	28	54	18	21	12	18	151
75歳以上	106	232	98	91	66	114	707
第2号被保険者	1	6	2	2	3	6	20
総数	135	292	118	114	81	138	878

高齢者人口	4,894人	認定第1号被保険者 / 高齢者人口	17.5%
-------	--------	-------------------	-------

居宅介護（居宅支援）サービス受給者数（平成17年4月30日現在）単位：人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	81	186	63	50	16	14	410
第2号被保険者		4	3	1			8
総数	81	190	66	51	16	14	418
（再掲）	337(80.6%)			81(19.4%)			100%

② 身体障害者

身体障害者手帳の交付を受けている方は1033名であり、このうち移動に制約を受ける肢体不自由障害者は666人、視覚障害者は69人を数える。1級の肢体不自由障害者については福祉車両を必要とする方が多いが、多数を占める2級以下の方及び視覚障害者についてはセダン型等の一般車両による対応が充分可能である。

身体障害者手帳交付状況

(平成17年4月1日現在) 単位：人

	障 害 部 位					計
	肢体不自由	視 覚	聴 覚	内部疾患	音声言語	
1級	118	15		131		264
2級	154	19	30	2		205
3級	111	7	16	32	3	169
4級	151	2	17	28	4	202
5級	92	10				102
6級	40	16	35			91
計	666	69	98	193	7	1033

③ 知的障害者

知的障害者ホームヘルプサービスを利用できる在宅の知的障害者は74名を数える。現在、知的障害者は交通法規の理解、安全確認などが的確にできない方が多く、介護者や環境が変わることによってパニックに陥る方も多い。そのため、肢体不自由との重複が無い知的障害者、特に中度以上の方に係る通院や余暇活動への移動介助は、有償ボランティア輸送において利用する車両をセダン型等に拡大することにより、気心の知れたホームヘルパーの運転による福祉有償運送を可能とすることが求められている。

④ 精神障害者

精神障害者通院医療費公費負担患者票の交付を受けている方は、平成17年4月1日現在で177名である。引きこもり傾向にある方は、心を許した介護者と一緒に初めて外に出ることが可能となったり、不安感の強い方は、環境の変化に対応できず公共交通機関の利用ができないなど障害の内容とその対応は多様であるため、セダン型に使用車両を拡大した特定のヘルパーによる輸送サービスにより障害者の通院や公共施設の利用を増やすことが必要である。

(2) 公共交通機関の状況

① 路線バス

函館バス株式会社の路線が町内で3系統運行している。内2系統は午前中3本、1系統は午前中2本運行しており、一応町各地域に網羅されている。しか

し町中心部の病院に通うには往復の待ち合わせを考えるとそれぞれ1日1本の便しか利用できず、さらに高齢者用にノンステップ化された車両等も運行されていないため、利便性が良いとは言えない状況である。

② JR北海道

JR北海道函館本線が1日に上り6本下り6本、又函館本線砂原線が1日に上り8本下り5本運行しているが、その内病院の受付時間に間に合う午前中の本数はいずれも2～3本であり通院者にとっては不便な状況となっている。又、JR森駅のプラットホームと改札口の間には急な渡り階段があるため、移動制約者には利用しづらい構造になっている。

③ タクシー事業者

町内には(有)日興ハイヤー(普通車12台)、森ハイヤー(普通車9台、ジャンボ車2台)の2事業所がある。森ハイヤーのジャンボ車2台は車イス対応となっているが、いわゆる介護タクシー等福祉車両によるサービスを提供する事業者は無い状況である。

5 構造改革特別区域計画の意義

介護保険制度が始まる前は直営でホームヘルプ事業を実施しており、町内の交通事情や家族状況等を考慮の上、通院介助を実施して来た。介護保険制度が発足してからは民間事業者がホームヘルプ事業を行っているが、通院介助に伴う輸送部分については町が外出支援事業として委託し実施して来たところである。

また、介護保険制度において施設サービスから在宅サービスへと推進が図られている中、家事援助は元より通院・買い物等外出の機会に対応できる施策が必要条件となっている。

本計画は、福祉有償運送における使用車両をセダン型車両に拡大することにより利用者の多様なニーズに対応し、サービスの維持向上を図るものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置の導入によって移動制約者の移動手段を拡大し、円滑に移送サービスを実施することで、高齢者や障害者の在宅生活の維持と社会参加の促進を図るとも

に家族の介護負担を軽減する。また、既存の社会福祉法人のみならずNPO法人やボランティア団体の活動の活発化を促す。

これにより、当町の町政運営の指針となる新町まちづくり計画の保健福祉分野の基本目標である「誰にもやさしい、一人ひとりが輝くまちを目指す」の実現を目指すことを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

平成17年4月の介護保険による訪問介護の利用者193人中、通院の支援を受けた方は58人となっている。また、人工透析を必要とする内部障害者は30人である。今回申請する福祉有償運送のセダン型車両への拡大を行なうことによって、これらの移動制約者の通院を安定してサービス提供することができ、さらに家族の介護負担の軽減により介護者の就労機会の促進が図られるほか施設サービスから在宅サービスへの促進が進むことにより介護保険給付費の低減が図られ、ひいては介護保険料の増加を抑制することができる。

社会的効果としては、この事業を実施することにより高齢者や障害者本人の活動範囲を拡大させるとともに安心して住み慣れた地域での生活を維持することができる。

8 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 外出支援サービス事業

- ・対象者～在宅高齢者で単身又は高齢者のみの世帯員等で、老衰、心身の障害、傷病等により通常の交通手段では外出が困難な者
- ・内 容～居宅から在宅福祉サービス又は介護予防生活支援事業を実施する施設
- ・利用料～無料

- ・車 両～ディサービス送迎車両（ディサービス事業者に委託）
- ・平成16年度利用者～93人 延べ2074回利用

(2) ちゃっぷ林館優待バス運行事業

- ・対象者～65歳以上の町内在住の高齢者
- ・内 容～町営駒ヶ峯温泉ちゃっぷ林館入浴優待者の送迎
- ・利用料～無料
- ・運行回数～月に3日間運行
- ・運行車両～大型バス2台、中型バス1台
- ・平成16年度利用者 延べ 2,593人

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業
の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

1206（1216） NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、特区内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

森町内で活動を行なう社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が森町

(3) 事業により実現される行為

事業に関与する主体が使用権原を有する車両を用いて、要介護(要支援を含む)認定を受けている方や身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 必要性等

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送

では、車両が福祉車両に限定されている。車イス等を使用しない移動制約者に対してはセダン車両による移送サービスでも充分対応可能である。そこで、有償ボランティア輸送において使用する車両をセダン型等の一般自家用車にまで拡大することによって、移送サービスの補完をはかり、高齢者及び障害者の通院・社会参加が自由にできるよう対応を改善していく。

(2) 森町有償ボランティア輸送運営協議会の設置

有償ボランティア輸送事業の円滑な実施のために、関係機関による森町有償ボランティア輸送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。運営協議会の事務局は、森町保健福祉課に置く。

① 運営協議会は森町が主宰し、構成員は次の者とする。

- ・ 森町長が指名する職員
- ・ 函館運輸支局長が指名する職員
- ・ 地域福祉団体の代表者
- ・ 地域住民の代表者
- ・ タクシー事業者等代表者

② 苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

(3) 運送主体

森町内で活動する社会福祉法人、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図ることを活動を行なうことを主たる目的とするものに限る。）、医療法人及び公益法人で、運営協議会の決議を経て道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

① 運送の対象者

運送の対象者は、次の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められたものとする。

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する「要介護者」及び第4項に規定する「要支援者」
- ・ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する「身体障

害者」

- ・その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機を利用することが困難な者

② 対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

③ 苦情処理

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。

④ 使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けたことを次のように表示するものとする。

表示事項

- ・ 氏名、名称又は記号
- ・ 「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字

表示方法

- ・ 文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行う。又、文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

- ・ 運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること
- ・ 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること
- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること

⑤ 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

- ・申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと
- ・北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行なう福祉輸送に関する研修を修了した者であること
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること

⑥ 損害賠償措置

運送に使用する車両総てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。

⑦ 運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業の概ね1/2とする。

⑧ 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

⑨ 法令遵守

運送主体が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。